大

資料２

諮問第３２５号
環自野発第120305005号
平成２４年３月５日

中央環境審議会
会長鈴木基之殿

環境大臣
細野豪志

対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限を定めることについて（諮問）

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成１４年法律第８８号）第１２条第６項において準用する同法第２条第６項の規定に基づき、別表第１に掲げる捕獲等の禁止又は制限の対象とされている鳥獣について、貴審議会の意見を求めます。
なお、同法第２条第６項の規定に基づき、別表第２に掲げる現行の狩猟鳥獣についても併せて検討願います。

中環審第６４６号
平成２４年３月５日

中央環境審議会野生生物部会
部会長　山岸　哲　殿

中央環境審議会
会長　鈴木　基之

対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限を定めることについて（付議）

平成24年3月5日付け諮問第325号、環自野発第120305005号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第５条の規定に基づき、野生生物部会に付議する。

（別表第１）

１．対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第１０条第１項関係）

次の表の左欄に掲げる対象狩猟鳥獣ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる区域内及び同表の右欄に掲げる期間内において行う捕獲等は禁止されている。

対象狩猟鳥獣	捕獲等を禁止する区域	捕獲等を禁止する期間
ヤマドリ（スィルマティクス・ソエンメルリンギィ）（亜種コシジロヤマドリ（スィルマティクス・ソエンメルリンギィ・イジマエ）を除く。以下この条において同じ。）の雌及びキジ（ファスィアヌス・コロキクス）の雌（亜種コウライキジ（ファスィアヌス・コロキクス・カルポウィ）を除く。）	全国の区域（ヤマドリ（スィルマティクス・ソエンメルリンギィ）の雌にあっては放鳥獣をされたヤマドリ（スィルマティクス・ソエンメルリンギィ）の雌の捕獲を目的に含む放鳥獣猟区の区域を除き、キジ（ファスィアヌス・コロキクス）の雌にあっては放鳥獣をされたキジ（ファスィアヌス・コロキクス）の雌の捕獲を目的に含む放鳥獣猟区の区域を除く。）	平成十九年九月十五日から平成二十四年九月十四日まで
ウズラ（コトゥルニクス・ヤポニカ）	全国の区域（放鳥獣をされたウズラ（コトゥルニクス・ヤポニカ）の捕獲を目的に含む放鳥獣猟区の区域を除く。）	平成十九年九月十五日から平成二十四年九月十四日まで
ヒヨドリ（ヒプスィペテス・アマウロティス）	東京都小笠原村、鹿児島県奄美市及び大島郡並びに沖縄県の区域	平成十九年九月十五日から平成二十四年九月十四日まで
ツキノワグマ（ウルスス・ティベタヌス）	三重県、奈良県、和歌山県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の区域	平成十九年九月十五日から平成二十四年九月十四日まで
シマリス（タミアス・スィビリクス）	北海道の区域	平成十九年九月十五日から平成二十四年九月十四日まで

2．対象狩猟鳥獣の捕獲等の制限（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第１０条第２項関係）

捕獲等の数の一日当たりの上限は、猟区の区域外において、次の表の左欄に掲げる対象狩猟鳥獣ごとに、それぞれ同表の右欄に定める羽数又は頭数に制限されている。

対象狩猟鳥獣	羽数又は頭数
マガモ（アナス・プラテュリュンコス）、カルガモ（アナス・ポエキロリュンカ）、コガモ（アナス・クレカ）、ヨシガモ（アナス・ファルカタ）、ヒドリガモ（アナス・ペネロペ）、オナガガモ（アナス・アクタ）、ハシビロガモ（アナス・クリュペアタ）、ホシハジロ（アイテュア・フェリナ）、キンクロハジロ（アイテュア・フリグラ）、スズガモ（アイテュア・マリラ）及びクロガモ（メラニタ・ニグラ）	合計して五羽（網を使用する場合にあっては、法第十一条第二項に基づき環境大臣の定める狩猟鳥獣の捕獲等をする期間ごとに二百羽）
エゾライチョウ（テトラステス・ボナスィア）	二羽
ヤマドリ（スィルマティクス・ソエンメルリンギィ）及びキジ（ファスィアヌス・コロキクス）	合計して二羽
コジュケイ（バンブスィコラ・トラキカ）	五羽
バン（ガルリヌラ・クロロプス）	三羽
ヤマシギ（スコロパクス・ルスティコラ）及びタシギ（ガルリナゴ・ガルリナゴ）	合計して五羽
キジバト（ストレプトペリア・オリエンタリス）	十羽
ニホンジカ（ケルヴス・ニポン）	一頭

（別表第２）

狩猟鳥獣（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第２条関係）

科名	種名
動物界 一　鳥綱 （一）　ぺりかん目	
う科	カワウ（ファラクロコラクス・カルボ）
（二）　こうのとり目	
さぎ科	ゴイサギ（ニュクティコラクス・ニュクティコラクス）
（三）　かも目	
かも科	マガモ（アナス・プラテュリュンコス） カルガモ（アナス・ポエキロリュンカ） コガモ（アナス・クレカ） ヨシガモ（アナス・ファルカタ） ヒドリガモ（アナス・ペネロペ） オナガガモ（アナス・アクタ） ハシビロガモ（アナス・クリュペアタ） ホシハジロ（アイテュア・フェリナ） キンクロハジロ（アイテュア・フリグラ） スズガモ（アイテュア・マリラ） クロガモ（メラニタ・ニグラ）
（四）　きじ目	
らいちょう科	エゾライチョウ（テトラステス・ボナスィア）
きじ科	ウズラ（コトゥルニクス・ヤポニカ） ヤマドリ（スィルマティクス・ソエンメルリンギィ）（亜種コシジロヤマドリ（スィルマティクス・ソエンメルリンギィ・イジマエ）を除く。） キジ（ファスィアヌス・コロキクス） コジュケイ（バンブスィコラ・トラキカ）
（五）　つる目	
くいな科	バン（ガルリヌラ・クロロプス）
（六）　ちどり目	
しぎ科	ヤマシギ（スコロパクス・ルスティコラ） タシギ（ガルリナゴ・ガルリナゴ）
（七）　はと目	
はと科	キジバト（ストレプトペリア・オリエンタリス）
（八）　すずめ目	

ひよどり科	ヒヨドリ（ヒプスィペテス・アマウロティス）
はたおりどり科	ニュウナイスズメ（パセル・ルティランス） スズメ（パセル・モンタヌス）
むくどり科	ムクドリ（ストゥルヌス・キネラケウス）
からす科	ミヤマガラス（コルヴス・フルギレグス） ハシボソガラス（コルヴス・コロネ） ハシブトガラス（コルヴス・マクロリュンコス）
二　哺乳綱 （一）　ねこ目	
いぬ科	タヌキ（ニュクテレウテス・プロキオニデス） キツネ（ヴルペス・ヴルペス） ノイヌ（カニス・ファミリアリス）
ねこ科	ノネコ（フェリス・カトゥス）
いたち科	テン（マルテス・メランプス）（亜種ツシマテン（マルテス・メランプス・ツエンスィス）を除く。） イタチ（ムステラ・イタツィ）（オスに限る。） チョウセンイタチ（ムステラ・スィビリカ）（オスに限る。） ミンク（ムステラ・ヴィソン） アナグマ（メレス・メレス）
あらいぐま科	アライグマ（プロキオン・ロトル）
くま科	ヒグマ（ウルスス・アルクトス） ツキノワグマ（ウルスス・ティベタヌス）
じゃこうねこ科	ハクビシン（パグマ・ラルヴァタ）
（二）　うし目	
いのしし科	イノシシ（スス・スクロファ）
しか科	ニホンジカ（ケルヴス・ニポン）
（三）　ねずみ目	
りす科	タイワンリス（カルロスキウルス・エリュトゥラエウス） シマリス（タミアス・スィビリクス）
ヌートリア科	ヌートリア（ミオカストル・コイプス）
（四）　うさぎ目	
うさぎ科	ユキウサギ（レプス・ティミドゥス） ノウサギ（レプス・ブラキュウルス）